

下松市営繕工事等における数量書公開について（お知らせ）

令和4年5月17日
技 術 監 理 課

下松市及び下松市上下水道局では、発注者の積算の透明性、客観性、妥当性を確保し、入札者の積算、工事費内訳書の作成の効率化を図ることを目的に、下松市が発注する営繕工事等の数量書公開することを令和4年7月1日以降に指名通知または入札公告するものから適用することとしましたのでお知らせします。

1. 数量書公開とは

数量書公開とは、予定価格のもととなる工事費内訳書等から、単価及び金額等を削除するなどの加工・編集を施したもの（以下「数量書」）を、参考資料として公開及び提供するものです。

2. 営繕工事等とは

下松市及び下松市上下水道局が発注する建築工事、建築設備工事、建築外構工事及び建築物解体工事です。

3. 数量書公開の対象となる工事

競争入札に付する全ての営繕工事等を対象とします。

4. 数量書公開の方法

原則として設計図書の公開と同様の方法で行うものとします。

以上